

新潟市助産施設入所事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく妊産婦の助産施設への入所の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 助産を実施する施設（以下「施設」という。）は、別表に掲げる施設とする。ただし、医療上必要があるなど、真にやむを得ない場合には、委託可能と認められた医療法に定める病院において実施することができるものとする。

(助産の対象者)

第3条 施設への入所の対象となる妊産婦は、市内に住所を有する妊産婦で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産に要する費用を自己負担できない者とする。ただし、当該妊産婦が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の対象としない。

(1) 当該妊産婦の属する世帯が、新潟市児童福祉施設負担金徴収規則（昭和36年新潟市規則第61号。以下「規則」という。）別表第2に定めるD階層に属しているとき。
ただし、市長が真にやむを得ない特別な理由があると認めるときは、D階層のうち所得税の額が8,400円以下の場合にあっては入所の対象とすることができる。

(2) 当該妊産婦の属する階層区分が規則別表第2に定めるA階層である場合を除いて、当該妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額が、404,000円以上であるとき。ただし、市長が真にやむを得ない特別な理由があると認めるときは、当該妊産婦の属する世帯が規則別表第2に定めるB階層の場合にあっては入所の対象とすることができる。

(申込み)

第4条 施設に入所し助産を受けようとする妊産婦（以下「申込者」という。）は、出産前に別記様式第1号による助産施設入所申込書を市長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認ができるものについて市長がその確認を行うことに同意した者は、その事項を明らかにするために必要な書類を省略することができる。

(1) 申込者が属する世帯全員の住民票

(2) 申込者が属する世帯全員の課税状況を証する書類

(3) 生活保護受給世帯にあつては生活保護受給証明書

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯にあつては、支援給付受給証明書

(5) 母子健康手帳の写し

(6) 健康保険証の写し

(7) その他市長が特に必要と認めた書類

(入所の諾否の決定)

第5条 市長は、前条による入所の申込みがあつた場合は、申込者から事情を聴き取るなど必要な調査を行ったうえで、入所の諾否を決定する。

2 市長は、前項により入所を承諾したときは、別記様式第2号による助産施設入所承諾書を申込者に交付するとともに、別記様式第3号による助産施設入所委託依頼書を入所先の施設に送付する。

3 市長は、施設への入所の承諾に際して、施設の利用に関する留意事項、徴収金の納付等必要事項について十分説明を行うよう努めるものとする。

4 市長は、第1項の調査の結果、入所を承諾しないこととしたときには、別記様式第4号による助産施設入所不承諾通知書により、申込者にその旨を通知するものとする。

(入所の解除)

第6条 市長は、入所の承諾を受けた者（以下「入所者」という。）が、助産の実施前に、次の各号のいずれかに該当したときは、助産の実施を解除するものとする。

(1) 助産の実施理由が消滅したとき

(2) 入所者が転出したとき

(3) 入所者が死亡したとき

(4) 虚偽の申請その他不正な手段により入所の承諾を受けたと認められたとき

2 市長は、前項により助産の実施を解除したときは、入所者に別記様式第5号による助産実施解除通知書を交付するとともに、入所することになっていた施設にその旨を通知する。

(費用の徴収)

第7条 市長は、法第56条第2項の規定に基づき、規則の定めるところにより入所者が施設を退所した後、当該入所者から負担金を徴収する。

2 負担金の額は別記様式第2号による助産施設入所承諾書により入所者に通知する。ただし、負担金の額は入所時点の徴収金額表によるものとし、変更が生じた場合はその旨を通知する。

(費用の支弁)

第8条 市長は、助産の実施に要した費用を施設に支弁する。支弁額は次の各号により算定した額の合算額とし、それ以外の費用については入所者の自己負担とする。

(1) 入院料及び処置料

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に準じて算定した額（社会保険において給付が行われる場合は、その額を控除した額）

(2) 分娩介助料 実費

(3) 胎盤処置料 実費

(4) 新生児介補料 実費

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、施設への入所事務の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

別 表

第一種助産施設

施設名	定員	所在地	設置主体
新潟市民病院	20	新潟市中央区鐘木463 - 7	新潟市
済生会新潟第二病院	6	新潟市西区寺地280- 7	(福) 恩賜財団済生会支部 新潟県済生会
済生会三条病院	5	三条市大野畑6-18	(福) 恩賜財団済生会支部 新潟県済生会

年 月 日

（あて先） 新潟市長

申請者 住 所 新潟市
氏 名
（電話 ）

助産施設入所申込書

助産施設への入所を次のとおり申し込みます。

入所を希望する助産施設名	第1希望	
	第2希望	
入所を希望する妊産婦	氏 名	
	住 所	
	生年月日	
	職 業	
出産予定日	年 月 日	
助産の実施を希望する理由		

（注） 1 申込書に徴収額決定のために必要な書類（世帯全員の住民票、課税証明等）を添付してください。なお、市が保有する公簿により確認できる場合で、市長がその確認を行うことに同意される場合は、書類の添付は不要です。ただし、裏面の同意書に記名押印が必要です。

2 「助産の実施を必要とする理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

(裏面)

同意書

助産施設入所の諾否決定のため必要があると認めるときは、市長が下記世帯員の住民基本台帳その他第4条第2項に定める事項について公簿により調査することに同意します。

以上のことについては下記世帯員の承諾を得ています。

申請者氏名 _____ 印

ふりがな 氏名 生年月日： 年 月 日	続柄 本人
ふりがな 氏名 生年月日： 年 月 日	続柄
ふりがな 氏名 生年月日： 年 月 日	続柄
ふりがな 氏名 生年月日： 年 月 日	続柄
ふりがな 氏名 生年月日： 年 月 日	続柄
ふりがな 氏名 生年月日： 年 月 日	続柄

(注) 世帯員の中に他市町村から転入した人がいる場合は、その人に係る転入前の市区町村発行の所得証明書(所得控除、課税内容の記載のあるもの)を添付してください。必要年度については担当職員におたずねください。

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

助産施設入所承諾書

申込みのありました入所について次のとおり決定いたします。

入所する妊産婦の氏名	
入所する助産施設の名称 及び所在地	
出 産 予 定 日	年 月 日
徴収金額及び納入方法	

- (注) 1 徴収金について変更があった場合はその旨通知いたします。
2 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
3 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

助産施設入所不承諾通知書

申込みのありました助産施設への入所については、次のとおり入所できませんので通知いたします。

(理由)

教示

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟市長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当)

助産実施解除通知書

次の妊産婦についての助産の実施を解除することにしましたので通知します。

入所する妊産婦の氏名	
入所する助産施設の名称 及び所在地	
助産の実施解除の年月日	年 月 日
助産の実施解除の理由	

教示

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟市長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。